

京都市マイナンバーカードセンターの開設等に係る広報事業の 企画・運營業務仕様書

1 件名

京都市マイナンバーカードセンターの開設等に係る広報事業の企画・運營業務

2 委託する業務の内容

令和元年6月に「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が国において決定され、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカード（以下「カード」という。）を保有する想定が示されているところである。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に行政手続のデジタル化が加速する中、その基盤となるマイナンバーカードの普及を一層進める必要があることから、この度、マイナンバーカードの利活用の推進と円滑な交付を進めるため、マイナンバーカードに関する事務を集中的に行う「京都市マイナンバーカードセンター」を開設することに伴い、その周知並びにマイナンバーカードの申請勧奨を図るための広報事業を実施することとし、本業務はその企画・運営に関する一連の業務を行うものである。

【参考】京都市マイナンバーカードセンターについて

開設日：令和3年9月6日（月）

開所時間：平日…午前11時～午後7時

土日…午前9時～午後5時

（年末年始及び祝休日を除く）

場所：京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634 カラスマプラザ21 2階

取扱業務：カードの申請受付・交付，電子証明書の発行・更新など，カードに係る業務全般

留意事項：現在，カードに関する業務は各区役所・支所及び一部の出張所（電算出張所）で実施しているが，センターの開設に伴い，8月18日（水）から，区役所・支所では原則として事前予約制のカード交付業務のみの取扱いとなり，また電算出張所（静市・久世・京北・神川・淀）でのカード交付業務は取り扱わないこととなる。

(1) 統一デザインの作成

ア 統一デザイン又はイメージの作成

広報事業のうち，周知ポスターや交通広告については，デザインに統一感を持たせることを予定しており，これらに使用するデザイン又はイメージを作成する。

イ 上記アにより作成したデザイン又はイメージの版下等の作成，提供

ウ デザイン又はイメージの条件

- ・ センターの開設を市民に印象的に伝えるものであること。

- ・ カードの受付場所の変更を市民に明確に伝えるものであること。
 - ・ センターが平日夜間や土日も恒常的に開所する点や、カードの取得メリットを訴え、市民のカード取得意欲の向上をもたらすものであること。
- (注) センターのイメージパースは現在作成中であり、契約後に別途提供予定である。なお、センターが入居する建物（カラスマプラザ）の外観画像（JPG ファイル 940KB）は必要に応じて本市から提供する。

(2) 周知ポスター等の作成

ア 周知ポスター

規格：B 3 版（横長）

材質：コート紙 1 3 5 kg

内容：原則フルカラー

数量：2 0 0 枚

納品先：①市内商業施設・商店街等（約 1 0 0 件）

②出張所（後掲ウの電算出張所を除く。）・証明書発行コーナー

③文化市民局地域自治推進室

納期：令和 3 年 7 月 1 6 日（金）

備考：①文字校正・色校正各 2 回

②納品先及び納品先ごとの数量は別途指示する。

③後掲の「④市バス・地下鉄広告」や「⑤その他交通広告の展開」で掲出等を行うポスター等については上記の数量には含まないので注意すること。

イ 区役所・支所掲出用ポスター

規格：A 1 版（縦長）

材質：コート紙 1 3 5 kg

内容：原則フルカラー

数量：8 0 枚

納品先：①各区役所・支所

②文化市民局地域自治推進室

納期：令和 3 年 7 月 1 6 日（金）

備考：①文字校正・色校正各 2 回

②納品先及び納品先ごとの数量は別途指示する。

ウ 電算出張所掲出用ポスター

規格：A 1 版（縦長）

材質：コート紙 1 3 5 kg

内容：原則フルカラー

数量：2 0 枚

納品先：①電算出張所（静岡市・久世・京北・神川・淀）
②文化市民局地域自治推進室
納期：令和3年7月16日（金）
備考：①文字校正・色校正各2回
②納品先及び納品先ごとの数量は別途指示する。

エ 周知チラシ

規格：A4版（縦長）
材質：コート紙90kg
内容：原則フルカラー
数量：15,000枚
納品先：①各区役所・支所，出張所，証明書発行コーナー
②文化市民局地域自治推進室
納期：令和3年7月23日（金）
備考：①文字校正・色校正各2回
②納品先及び納品先ごとの数量については別途指示する。

(3) デジタルサイネージの掲出

掲出場所：地下鉄四条駅（コトチカ四条）
掲出期間：2箇月間（令和3年8月上旬～9月下旬（予定））
備考：文字校正・色校正各2回

(4) 市バス・地下鉄広告

京都市バス及び市営地下鉄の次の広告を実施する。

ア 地下鉄B3中吊り広告

掲出期間：令和3年8月下旬～9月上旬のうち4日以上（別途協議のうえ決定する）
内容：(1)ア周知ポスターと同じ

イ 地下鉄駅臨時シート広告

掲出箇所：地下鉄四条駅・烏丸御池駅
掲出期間：2箇月間（令和3年8月上旬～9月下旬（予定））
規格：掲出面積4㎡以上
備考：文字校正・色校正各2回

ウ 地下鉄扉上額面広告

掲出箇所：地下鉄烏丸線・東西線
掲出期間：1箇月間（令和3年9月上旬～下旬（予定））
備考：文字校正・色校正各2回

エ 地下鉄横枠広告

掲出箇所：地下鉄烏丸線・東西線

掲出期間：1箇月間（令和3年9月上旬～下旬（予定））

備考：文字校正・色校正各2回

オ 市バス車内B3広告（長期額面）

掲出期間：1箇月間（令和3年9月上旬～下旬（予定））

内容：(1)ア周知ポスターと同じ

(5) その他交通広告

前記(4)のほか、バスや鉄道等の公共交通機関における交通広告を展開すること。
市民の生活導線を意識した効果的な広報事業の提案を求める。

(6) ラジオ広告（FM京都，KBS京都）

それぞれスポットCM15本

(7) その他の広告等

その他、センターの開設を市民に幅広く周知するとともに、カードの申請勧奨につながるような更なる広告等の提案を求める（必ずしも広告に限定するものではない。）。

3 その他

(1) 事業の企画・実施に当たっては、単にセンターが開設することだけでなく、マイナンバーカードの手続場所に変更が生じることについても伝えるものとなるよう留意すること。

また、センターは平日夜間や土日も開設していることから、併せて、マイナンバーカード申請勧奨についても周知・啓発を行うよう留意すること。

(2) 前記「2 委託する業務の内容」に掲げるもののほか、本市では市民しんぶん挟み込み（7月15日区版）、京都新聞広告（モノクロ半5段の予定）及びリビング京都広告を行うことを検討している。

(3) 事業の実施に必要な各種資料，スタッフの派遣，機材等の設営及び撤去，運営に必要な備品等の調達，管理等については，全て受託者の責任において行うものとする。

(4) 各種広告媒体等のデザイン制作に当たっては事前に必ず本市と協議し，その指示に従うこと。

(5) 本仕様書で定めているもの以外の広報・啓発用の物品等を作成する場合は，そのデザイン・内容等について，事前に必ず本市と協議し，その指示に従うこと。

(6) 内閣府が定めるマイナンバーのPRキャラクター「マイナちゃん」のイラスト等

を適宜活用すること。

また、本市が作成した「舞妓マイナちゃん」のイラストの活用を求める場合がある。この場合は別途指示する。

- (7) 天災、社会情勢その他の事情により、センターの開設時期が万一変更となる場合は、実施する広報事業の内容や時期については、受託者と協議のうえ、別途本市から指示する。